

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令の施行等について

「労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令」（令和 4 年厚生労働省令第 49 号。以下「改正省令」という。）が令和 4 年 3 月 30 日に公布され、記第 1 の 1 から 3 までは令和 4 年 4 月 1 日から施行されることとなった。改正省令の内容は下記のとおりであるので、事務処理に遺漏なきを期されたい。

(注) 本通達中における法令の略称は、次のとおりである。

労災法＝労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)

労災則＝労働者災害補償保険法施行規則(昭和 30 年労働省令第 22 号)

新労災則＝改正省令による改正後の労災則

徴収法＝労働保険の保険料の徴収等に関する法律(昭和 44 年法律第 84 号)

徴収則＝労働保険の保険料の徴収等に関する法律施行規則(昭和 47 年労働省令第 8 号)

新徴収則＝改正省令による改正後の徴収則

CO特措則＝炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則
(労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令(平成 8 年労働省令第 6 号)附則第 6 条の規定によりなおその効力を有するものとされる同令第 3 条の規定による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則(昭和 42 年労働省令第 28 号))

新CO特措則＝改正省令による改正後のCO特措則

石綿救済法＝石綿による健康被害の救済に関する法律(平成 18 年法律第 4 号)

石綿救済則＝厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則(平成 18 年厚生労働省令第 39 号)

新石綿則＝改正省令による改正後の石綿救済則

記

第 1 改正省令の内容

- 1 介護(補償)等給付のうち、介護の費用として支出した費用があるときの支給額の下限額及び介護に要する費用を支出して介護を受けた日がない場合

であって、親族又はそれに準じる者による介護を受けた日があるときの支給額（以下「最低保障額」という。）の改定

（１）改正の趣旨及び概要

介護（補償）等給付の最低保障額は、最低賃金の全国加重平均を参考にして見直すこととしており、今般、所要の改正を行う。なお、令和４年３月付けで作成した「介護（補償）等給付の請求手続」パンフレット等には、改正前の最低保障額のみが記載されているため、局署においては、介護（補償）等給付の請求がなされた際、丁寧に説明されたい。

あわせて、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和４２年法律第９２号）の規定に基づき経過措置として支給する介護料の最低保障額についても、同様に見直しを行う。

なお、令和４年３月以前の月に係る介護（補償）等給付及び介護料の額については、令和３年４月以後に支給する場合であっても、なお従前の例によるものとする（改正省令附則第２条関係）。介護料の詳細については別添１を参考にされたい。

（２）改正の内容

ア 労災則の一部改正

（ア）常時介護を要する被災労働者

最高限度額について、171,650 円に据え置き、最低保障額について、73,090 円から 75,290 円に引き上げるものとする（新労災則第 18 条の 3 の 4 第 1 項関係）。

（イ）随時介護を要する被災労働者

最高限度額について、85,780 円に据え置き、最低保障額について、36,500 円から 37,600 円に引き上げるものとする（新労災則第 18 条の 3 の 4 第 2 項関係）。

イ CO特措則の一部改正

（ア）常時監視及び介助を要するもの

最高限度額について、171,650 円に据え置き、最低保障額について、73,090 円から 75,290 円に引き上げるものとする（新CO特措則第 7 条第 3 項及び第 4 項関係）。

（イ）常時監視を要し、随時介助を要するもの

最高限度額について、128,760 円に据え置き、最低保障額について、54,790 円から 56,290 円に引き上げるものとする（新CO特措則第 7 条第 3 項及び第 4 項関係）。

（ウ）常時監視を要するが通常は介助を要しないもの

最高限度額について、85,780 円に据え置き、最低保障額について、36,500 円から 37,600 円に引き上げるものとする（新CO特措則第 7 条第 3 項及び第 4 項関係）。

２ 遺族（補償）等年金の年金証書等の返納の廃止

（１）改正の趣旨及び概要

ア 現在、則第 20 条の 2 第 3 項においては、年金証書の損傷による再交付や氏名の変更による再交付を受ける受給権者は、再交付前の年金証書を、同条第 4 項においては、年金証書の再交付を受けた受給権者は、その後において亡失した年金証書を発見したときは、遅滞なく、発見した年金証書を、それぞれ所轄労働基準監督署長に返納しなければならないとされている。また、則第 20 条の 3 において、年金証書を交付された受給権者又はその遺族は、年金たる保険給付を受ける権利が消滅した場合には、遅滞なく、当該年金証書を所轄労働基準監督署長に返納しなければならないとされている。

令和 3 年 5 月 14 日に公表された「行政手続における書面主義の見直し方針」において、証書の返納に係る手続については、所有者による自己廃棄で代替可能とすることとしているため、今般、再交付前の年金証書、亡失後に発見した年金証書及び年金たる保険給付の権利消滅後の年金証書それぞれについて、遅滞なく廃棄することとする。

イ あわせて、厚生労働省関係石綿による健康被害の救済に関する法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 39 号。以下、「救済則」という。）第 12 条第 3 項及び第 4 項並びに第 13 条の特別遺族年金証書の返納の規定についても、同様の改正を行う。

（2）改正の内容

ア 労災則第 20 条の 2 第 3 項においては、受給権者が損傷又は氏名変更した際の再交付前の年金証書を返納することを、同条第 4 項においては、受給権者が亡失後に発見した年金証書を遅滞なく返納することを、労災則第 20 条の 3 においては、受給権者又はその遺族が年金たる保険給付の権利消滅後の年金証書を遅滞なく返納することをそれぞれ定めているところ、今般の「行政手続における書面主義の見直し方針」の内容を踏まえ、当該場合における年金証書を遅滞なく廃棄するよう見直す。（新労災則第 20 条の 2 第 3 項及び第 4 項並びに第 20 条の 3 項関係）。

イ 労災則第 20 条の 2 第 3 項及び第 4 項並びに労災則第 20 条の 3 と同様に、救済則第 12 条第 4 項及び救済則第 13 条においても、特別遺族年金証書を遅滞なく返納するべき場合を定めているため、当該規定につき同様の見直しを行う。（新石綿則第 12 条第 4 項、第 13 条及び様式第 2 号関係）。

3 労災就学援護費の対象となる者の拡大

（1）改正の趣旨及び概要

労災就学援護費の支給の対象となる者については、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）に規定する学校に在学している者及び公共職業能力開発施設において職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）に規定する普通職業訓練等を受ける者としているところ、今般、公共職業能力開発施設に準ずる施設において実施する教育訓練等を受ける者を新たに対象とする。今回新たに対象とする者に対する労災就学援護費の額については、現行の労災就学援護費の高校生及び大学生に対する支給額と同様とする。

(2) 改正の内容

労災則第 33 条に規定する在学者等として、新たに、公共職業能力開発施設に準ずる施設において実施する教育、訓練、研修、講習その他これらに類するもの（以下「教育訓練等」という。）として厚生労働省労働基準局長が定めるものを受ける者を追加する。

また、今般の改正で追加する支給対象者に対する労災就学援護費の額については、中学校卒業相当の学力を有する者を就学者とする施設を高校相当と、高校卒業相当の学力を有する者を就学者とする施設を大学相当とし、それぞれ現行の労災就学援護費の高校生、大学生に支給する金額と同額とする（公共職業訓練施設と同様の取扱）。

第 2 関係告示及び通達の改正

- 1 介護料の額の見直しを行ったことから、「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の規定に基づく介護料の支給について」（平成 27 年 3 月 31 日付け基発 0331 第 23 号）の全部を別添 1 のとおり改正する。なお、この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 遺族（補償）等年金の年金証書等及び石綿救済法の規定に基づく特別遺族年金証書の返納が不要となったことから、「労働者災害補償保険法の施行に関する事務に使用する文書の様式を定める件の一部を改正する件」（令和 4 年厚生労働省告示第 107 号）により様式第 17 号を別添 2 のとおり、「石綿による健康被害の救済に関する法律の施行（「特別遺族給付金」の支給関係）について」（平成 18 年 3 月 17 日基発第 0371003 号）様式第 2 号を別添 3 のとおり改正する。なお、この改正は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 「労災就学援護費の支給について」（昭和 45 年 10 月 27 日付け基発第 774 号）については、別途通達する。

改正後全文（改正部分は傍線部分）

基 発 0331 第 23 号
平成 27 年 3 月 31 日
改 正 基 発 0331 第 26 号
令和 4 年 3 月 31 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の規定に基づく
介護料の支給について

労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（平成 7 年法律第 35 号。以下「改正法」という。）附則第 7 条の規定により炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 92 号）第 8 条の規定に基づく介護料は廃止されたところであるが、改正法附則第 8 条の規定により、改正法の施行の日（平成 8 年 4 月 1 日）の前日において介護料の支給を受ける権利を有していた被災労働者（以下「平成 8 年該当者」という。）について、改正法による改正前の炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第 8 条の規定は、なおその効力を有することとされている。

また、当該規定に伴い、労働者災害補償保険法施行規則等の一部を改正する省令（平成 8 年労働省令第 6 号。以下「平成 8 年省令」という。）第 3 条の規定により削除された炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則（昭和 42 年労働省令第 28 号）第 7 条（介護料の支給額等を規定）についても、平成 8 年省令附則第 6 条の規定により、平成 8 年該当者について、なおその効力を有することとされている。

これらの法令の規定を受け、平成 8 年該当者であって支給要件を満たす者に対しては、現在に至るまで介護料の支給を継続して行っているところである。

平成 8 年 4 月 1 日以後の介護料支給に係る事務の取扱いについては、平成 8 年 4 月 10 日付け基発第 228 号「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令の施行について」の記の 3 の（2）によりなおその効力を有するものとされる同通達による改正前の昭和 42 年 10 月 25 日付け基発第 995 号「炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法等の施行について」の記の第 8（以下「C0 特措法施行通達」という。）によりこれまで指示してきたところであるが、今後の介護料支給に係る事務の取扱いについては下記によることとし、事務処理に遺漏なきを期されたい。

なお、本通達中で指示している事務処理手続は、これまで「C0 特措法施行通達」等により指示してきた内容を整理したものであり、事務処理方法が変わるものではないことを、念のため申し添える。

本通達は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

また、本通達の施行に伴い、「CO 特措法施行通達」については廃止する。

記

1 趣旨

通常の場合、被災労働者の療養中は看護師等によって必要な看護が行われ、療養の一部としての看護により一定の範囲において患者の介助も行われるので、その限りでは特別の介護を要しないが、炭鉱災害による一酸化炭素中毒患者で重篤な精神神経障害を呈するものについては、看護のほか、さらに家族等による介護を要する例が少なくないので、常に介護を要する者には、介護に要する費用として、介護料を支給することとしたものである。

2 支給対象者

介護料の支給を受けることができる者は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症について労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）の規定による療養補償給付を受けている被災労働者であって、常時介護を必要とするもの（平成8年該当者に限る。）であること。

3 支給額

介護料の額は介護の程度に応じて定められているが、その介護の程度の判定に当たっては、次により症状の経過に照らして慎重に行うこととし、介護の実績を考慮して、毎月1回、被災労働者に対して支給するものとする。なお、以下（1）から（3）までにおいて、「介護に要する費用」とは、介護人（被介護者の配偶者、直系血族及び同居の親族を除く。）に対して介護の対価として支払った賃金、日当、謝金、交通費等の費用をいう。

（1）常時監視及び介助を要するもの

認知症、自発性欠如、情意障害、見当識障害等の精神障害その他高度の片麻痺や四肢麻痺があるため、常に他人の監視や手助けを受けなければ、食事、用便、衣服着脱等の生理的基本動作が不可能であるものが、これに該当する。

月額 75,290 円

（その月において、介護に要する費用として支出された費用の額が 75,290 円を超える場合は、当該支出された費用の額（その額が 171,650 円を超えるときは、171,650 円））

（2）常時監視を要し、随時介助を要するもの

認知症、自発性欠如、情意障害、見当識障害等の精神障害があるため、常に監視を必要とし、また食事、用便、衣服着脱等の生理的基本動作はほぼ独力で可能であるが、片麻痺や四肢麻痺があるため、生理的基本動作に必要な起居動作等について下助けを要するものが、これに該当する。

月額 56,490 円

(その月において、介護に要する費用として支出された費用の額が 56,490 円を超える場合は、当該支出された費用の額 (その額が 128,760 円を超えるときは、128,760 円))

(3) 常時監視を要するが通常は介助を要しないもの

認知症、情意障害、見当識障害があるため、常時監視を要するが、日常生活について通常は手助けを要しないものが、これに該当する。

月額 37,600 円

(その月において、介護に要する費用として支出された費用の額が 37,600 円を超える場合は、当該支出された費用の額 (その額が 85,780 円を超えるときは、85,780 円))

(4) なお、(1) から (3) までの支給額は、令和3年4月以後の月に係る介護料について適用し、令和3年3月以前の月に係る介護料の額については、令和3年4月以後に支給する場合であっても、なお従前の例による。

4 手続等

(1) 介護料の支給申請は、暦月単位で前月分について行わせることとする。

(2) 介護料の支給を受けようとする者 (以下「申請者」という。) は、介護料の申請の際に、「介護料支給申請書」 (炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法施行規則 様式第3号。以下「申請書」という。) を、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長 (以下「所轄署長」という。) を経由して、事業場の所在地を管轄する都道府県労働局長 (以下「所轄局長」という。) に提出するものとする。

(3) 上記3 (1) から (3) までの各場合において、当該月につきそれぞれ 73,090 円、54,790 円、37,600 円を超える額の介護料の支給を希望する者は、介護料の申請の際に、「介護に要する費用として支出した費用届」 (別添様式第1号) を申請書に添えて、所轄署長を経由して、所轄局長に提出するものであること。したがって、申請者に対し、事前にこの旨を十分説明すること。

なお、介護人が申請者の配偶者、直系血族又は同居の親族である場合の証明欄記載の金額は介護料算定の基礎とはならないので、留意すること。

(4) 所轄署長は、申請書を受理したときは、その内容を検討し支給すべき事由の有無について意見を付して当該申請書を所轄局長に進達しなければならない。

(5) 介護料の支給は、労災保険の社会復帰促進等事業であり、所轄局長が行うものであること。介護料の支給又は不支給に当たっては、「介護料支給・不支給

通知」(別添様式第2号)により通知を行うこと。

5 支出事務

(1) 支出項目

介護料支払に要する費用は、労働保険特別会計労災勘定(項) 社会復帰促進等事業費(目)介護料支給費から支出すること。

(2) 未支給の介護料

未支給の介護料(介護料の支給を受ける者が死亡した場合において、その死亡した者に支給すべき介護料でまだその者に支給しなかったものをいう。)については、労災保険法第11条の規定に準じて取り扱うものとし、その支払は、所轄局長が行うものとする。

(3) 支出負担行為の整理区分

支出負担行為取扱規則(昭和27年大蔵省令第18号)第14条の規定による整理区分は、同規則別表甲号の「25 保険金の類」によること。

ただし、支出負担行為に必要な主な書類は、申請書の謄本とすること。

(4) 申請書の謄本の作成等

所轄局長は、介護料の支給決定をしたときは、支出負担行為に必要な書類(支出後は支出計算書の証拠書類となる。)として申請書の謄本を作成して支出負担行為事務を処理すること。

申請書の謄本は、所轄局長が決裁した申請書の原本を複写又は書写した写本を作成し、その写本の標題右横に「謄本」、下部余白に「この謄本は原本と相違ないことを証明する。〇〇労働局長」と記載して局長官印を押印すること。

(5) 支出負担行為及び支出決裁

介護料を支出しようとするときは、申請書の謄本に基づき決裁書を作成し一般的な支出事務と同様に処理すること。

なお、2以上の申請者に対して隔地送金又は銀行等口座振込の方法による支払をするときは、支給調書を作成して一括して決議すること。

(6) 支出計算書の証拠書類

会計検査院に提出する支出計算書の証拠書類は、領収証書、支出負担行為及び支出決議書、支出調書及び申請書謄本とすること。

なお、支出官が控として保管する証拠書類(副本)の綴には、申請書謄本の写を作成して編綴する必要はないこと。

(7) 介護料支給整理簿

所轄局長は、介護料の支給対象者ごとに介護料支給整理簿を作成し、介護料の支給の都度、必要な事項を記入すること。

6 不正受給に対する措置

偽りその他不正の行為により介護料の支給を受けた者は、当該介護料を所轄局長に返還しなければならないものとする。

7 介護料の支給に要する費用については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第12条第3項の規定の適用に当たっては、その額を同条の保険給付の額に算入しなければならないこと。

具体的な事務処理については、平成30年3月27日付け基発0327第8号「メリット制事務処理手引」によること。

様式第1号(表面)

介護に要する費用として支出した費用届												
												第 回
①労働保険番号		府県	所掌	管轄	基幹番号				枝番号			
②労働者の		住所										
		生年月日	年	月	日	(歳)						
		氏名										
③介護に要する費用として支出した費用の額		年 月において、 円										
④ 介護人の証明	介護をした日及び時間		日 (時間)、	日 (時間)								
			日 (時間)、	日 (時間)								
			日 (時間)、	日 (時間)								
	介護代金		円(うち交通費 円)									
	親族関係		無 ・ 有 (被介護者の)									
	介護人の職業		家政婦・看護師・その他()									
被介護者との同居の有無		無 ・ 有										
		年 月の介護について、上記のとおり証明します。 年 月 日 住所 (電話番号) 氏名										
上記のとおり届けます。 年 月 日 住所 _____ 氏名 _____ 労働局長 殿												

様式第1号(裏面)

介護人の証明	介護をした日及び時間	日(時間)、 日(時間) 日(時間)、 日(時間) 日(時間)、 日(時間)
	介護代金	円(うち交通費 円)
	親族関係	無・有(被介護者の)
	介護人の職業	家政婦・看護師・その他()
	被介護者との同居の有無	無・有
	年 月の介護について、上記のとおり証明します。 年 月 日 住所 (電話番号) 氏名	
介護人の証明	介護をした日及び時間	日(時間)、 日(時間) 日(時間)、 日(時間) 日(時間)、 日(時間)
	介護代金	円(うち交通費 円)
	親族関係	無・有(被介護者の)
	介護人の職業	家政婦・看護師・その他()
	被介護者との同居の有無	無・有
	年 月の介護について、上記のとおり証明します。 年 月 日 住所 (電話番号) 氏名	
〔注意〕 1 介護人が複数の場合は、2人目以降の介護人の証明は、裏面に記載すること。 2 介護人の証明欄のうち、親族関係、介護人の職業及び被介護者との同居の有無の部分は、該当事項を○で囲み、必要事項を記載すること。		

様式第2号

労働者災害補償保険 介護料支給・不支給通知	
申請者氏名	
支給金額	円
不支給の場合の理由	
備考	
<p>年 月 日付けで申請のあった介護料については、上記のとおり 支給・不支給 とすることとしたので通知します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">労働局長 印</p> <p style="text-align: center;">_____ 殿</p>	

- 〔注〕 1 「備考欄」には、支給通知にあつては、支給金額の算定基礎を記載すること。
- 2 大きさは、ハガキ大とすること。

様式第17号
表紙(表面)

	年	金	証	書
	厚	生	勞	働
				省

表紙(内面)

労働者災害補償保険 年金証書				
管轄局署	年金証書の番号	枝番号	被災労働者の 生 年 月 日	再発行番号
			年 月 日	
受給権者の氏名			
受給権者の生年月日		年 月 日		
年金たる保険給付の種類				
支給事由が生じた年月日		年 月 日		
労働者災害補償保険法によつて上記の保険給付を行うことに決定したことを証します。				
年 月 日				
労働基準監督署長				

裏表紙(内面)

(注意)

1 年金証書の提示又は提出

- (1) 郵便貯金銀行の支店等又は郵便局において年金の支払を受けようとするときは、窓口を支払通知書を提出するとともにこの証書を提示してください。
- (2) 年金の支給決定を受けた労働基準監督署長から年金証書の提示又は提出を命ぜられたときは、その労働基準監督署長にこの証書を提示又は提出してください。
- (3) 病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者(以下「指定病院等」という。)において傷病補償年金、複数事業労働者傷病年金又は傷病年金の受給権者がその傷病に係る療養の給付を受けようとするときは、その指定病院等にこの証書を提示してください。また、その療養の給付を受ける指定病院等を変更しようとするときは、その旨の届書を変更先の指定病院等を経由して提出するとともに、この証書をその指定病院等に提示してください。

裏表紙(表面)

2 年金証書の再交付

この証書を亡失し若しくは著しく損傷し、又は受給権者の氏名に変更があつたときは、年金証書の再交付を年金の支給決定を受けた労働基準監督署長に請求してください。

なお、年金証書の再交付を請求するとき(亡失の場合を除く。)は、既に交付を受けている年金証書を廃棄してください。

3 年金証書の廃棄

- (1) 次の場合には、この証書を遅滞なく廃棄してください。
 - イ 年金を受ける権利が消滅したとき
 - ロ その他年金の支給決定を受けた労働基準監督署長から廃棄を命ぜられたとき
- (2) 再交付を受けた後において、亡失した年金証書を発見したときは、発見した年金証書を遅滞なく廃棄してください。

様式第2号(第十一条関係)

表紙(表面)

<p>石綿健康被害救済法</p> <p>特別遺族年金証書</p> <p>厚生労働省</p>
--

表紙(内面)

<p>石綿健康被害救済法</p> <p>特別遺族年金証書</p>				
管轄局署	年金証書の番号	枝番号	死亡労働者等の生年月日	再発行番号
受給権者の氏名				
受給権者の生年月日		年 月 日		
請求年月日		年 月 日		
<p>石綿による健康被害の救済に関する法律によって上記の特別遺族年金の支給を行うことを決定したことを証します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">労働基準監督署長</p>				

大きさは、縦114.3 ミリメートル、横 177.8 ミリメートル

裏表紙(内面)

(注意)

1 年金証書の提示又は提出

(1) 郵便局において年金の支払を受けようとするときは、窓口を送金通知書を提出するとともにこの証書を提示してください。

(2) 年金の支給決定を受けた労働基準監督署長から年金証書の提示又は提出を命ぜられたときは、その労働基準監督署長にこの証書を提示又は提出してください。

2 年金証書の再交付

この証書を亡失し若しくは著しく損傷し、又は受給権者の氏名に変更があったときは、年金証書の再交付を年金の支給決定を受けた労働基準監督署長に請求してください。

なお、年金証書の再交付を請求するとき（亡失の場合を除く。）は、既に交付を受けている年金証書を廃棄してください。

裏表紙(表面)

3 年金証書の返納

(1) 次の場合には、この証書を遅滞なく廃棄してください。

イ 年金を受ける権利が消滅したとき

ロ その他年金の支給決定を受けた労働基準監督署長から廃棄を命ぜられたとき

(2) 再交付を受けた後において、亡失した年金証書を発見したときは、発見した年金証書を遅滞なく廃棄してください。

大きさは、縦114.3 ミリメートル、横 177.8 ミリメートル